

四半期報告書

(第11期第2四半期)

自 平成21年11月1日
至 平成22年1月31日

株式会社ビットアイル

東京都港区東新橋一丁目9番2号

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2

第2 事業の状況

1 生産、受注及び販売の状況	2
2 事業等のリスク	3
3 経営上の重要な契約等	3
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3

第3 設備の状況	5
----------	---

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	5
(2) 新株予約権等の状況	6
(3) ライツプランの内容	19
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	19
(5) 大株主の状況	19
(6) 議決権の状況	20

2 株価の推移	20
---------	----

3 役員の状況	20
---------	----

第5 経理の状況	21
----------	----

1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表	22
(2) 四半期連結損益計算書	24
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	26

2 その他	34
-------	----

第二部 提出会社の保証会社等の情報	35
-------------------	----

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年3月12日
【四半期会計期間】	第11期第2四半期（自 平成21年11月1日 至 平成22年1月31日）
【会社名】	株式会社ビットアイル
【英訳名】	Bit-isle Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO 寺田 航平
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目9番2号
【電話番号】	03-6252-3520（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 清田 卓生
【最寄りの連絡場所】	東京都港区東新橋一丁目9番2号
【電話番号】	03-6252-3520（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 清田 卓生
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第10期 第2四半期 連結累計期間	第11期 第2四半期 連結累計期間	第10期 第2四半期 連結会計期間	第11期 第2四半期 連結会計期間	第10期
会計期間	自平成20年 8月1日 至平成21年 1月31日	自平成21年 8月1日 至平成22年 1月31日	自平成20年 11月1日 至平成21年 1月31日	自平成21年 11月1日 至平成22年 1月31日	自平成20年 8月1日 至平成21年 7月31日
売上高（千円）	3,716,622	4,693,128	1,877,633	2,431,039	7,866,000
経常利益（千円）	425,293	446,855	125,010	246,417	637,286
四半期（当期）純利益（千円）	255,090	243,041	110,632	126,119	336,569
純資産額（千円）	—	—	5,722,088	5,836,762	5,819,930
総資産額（千円）	—	—	23,390,544	25,681,241	25,267,042
1株当たり純資産額（円）	—	—	34,229.51	35,197.18	34,687.23
1株当たり四半期（当期）純利益 金額（円）	1,549.20	1,471.71	670.06	765.69	2,038.91
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	1,525.73	1,459.95	661.95	760.48	2,012.59
自己資本比率（％）	—	—	24.2	22.4	22.7
営業活動による キャッシュ・フロー（千円）	26,819	2,236,644	—	—	474,800
投資活動による キャッシュ・フロー（千円）	△3,117,250	△298,151	—	—	△5,137,878
財務活動による キャッシュ・フロー（千円）	6,562,447	△1,076,250	—	—	6,896,411
現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高（千円）	—	—	4,486,590	4,110,149	3,247,907
従業員数（人）	—	—	144	158	155

（注）1．当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2．売上高には消費税等は含んでおりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年1月31日現在

従業員数（人）	158
---------	-----

(注) 従業員数は就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成22年1月31日現在

従業員数（人）	90
---------	----

(注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除く）であります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは、生産に該当する事項がないため、生産実績に関する記載はしていません。

(2) 受注状況

当社グループは、受注生産を行っておりませんので、受注実績に関する記載はしていません。

(3) 販売実績

当第2四半期連結会計期間における販売実績を販売サービス別に示すと、次のとおりであります。

販売サービスの名称	当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年11月1日 至 平成22年1月31日)	
	金額（千円）	前年同期比（％）
i DCサービス	1,916,066	123.2
マネージドサービス	367,500	147.6
ソリューションサービス	147,472	200.5
合計	2,431,039	129.5

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前第2四半期連結会計期間 (自 平成20年11月1日 至 平成21年1月31日)		当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年11月1日 至 平成22年1月31日)	
	金額（千円）	割合（％）	金額（千円）	割合（％）
株式会社ブロードバンドタワー	292,318	15.6	292,502	12.0
グリー株式会社	—	—	255,897	10.5

(注) グリー株式会社の前第2四半期連結会計期間の数値につきましては、連結売上高の100分の10未満だったため、記載していません。

2【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

我が国の経済は、一昨年のリーマンショックなどに端を発する全世界的な金融不安や雇用不安などの影響による景気悪化が、一部にはゆるやかな回復基調に入りつつあるとの見方も出てきましたが、予断をゆるさない状況が続いております。

一方、国内ITアウトソーシングサービス市場に関しましては、2009年に2兆6,399億円であった市場規模が今後4年間の平均成長率4.5%で推移し、2013年には3兆1,304億円となることが見込まれております（矢野経済研究所）。ITアウトソーシングサービスは、利用者側にとってコスト削減に繋がるサービスでもあるため、景気の先行きに不透明感が増す状況の中でも、ユーザーニーズの多様化に対応したサービスによってコスト削減を実現させつつ経営基盤強化に繋がるサービスを提供することができる企業を中心に、当該市場は引き続き堅調な成長を継続することが予想されております。また当社グループの中核サービスであるiDCサービスと相関性の高いデータセンター市場に関しましては、2009年に8,158億円であった市場が、クラウドコンピューティングやSaaS等新たなサービス需要の高まりなどにより今後4年間は平均成長率13%で推移し、2013年には1兆3,213億円となることが見込まれております（IDCジャパン）。

このような環境の下、当社グループは、2009年2月に第4データセンターを開設し、主要サービスであるiDCサービスによる提供可能ラック数を倍増させ、市場の強い需要に対して確実にそのサービス供給能力の拡大を実現させるとともに、株式会社電通国際情報サービスとの資本・業務提携やクラウドコンピューティング等の新技術に対する取り組み等を開始し、サービス範囲の拡大だけでなく営業範囲の拡大も行い、幅広い顧客ニーズにスピーディーに対応する体制を整えてまいりました。当第2四半期会計期間も引き続きiDCサービスの販売を進めデータセンターの稼働率を高めるとともに、レンタルサービスを中心としたマネージドサービスやシステムインテグレーションサービス等のソリューションサービスの強化に努めた結果、売上高、取引顧客数を確実に伸ばすことが出来ました。収益面におきましても、データセンターの稼働率向上、レンタルサービスにおける売上高の成長、電力料金単価が予測を下回ったこと、その他の売上原価や販売費及び一般管理費の一部が第3四半期以降に繰り延べられたこと等により、期初の業績予想に対する進捗は順調に推移しております。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間の売上高は2,431百万円（前年同期比29.5%増加）、営業利益315百万円（前年同期比75.7%増加）、経常利益246百万円（前年同期比97.1%増加）となり、四半期純利益は126百万円（前年同期比14.0%増加）となりました。

サービス別の状況は次の通りであります。

iDCサービスにおきましては、堅調な市場のニーズに応え得る拡張性のあるスペースと十分な受電能力を備えたデータセンターを基盤に、引き続き営業体制を整備・強化した結果、当第2四半期連結会計期間末において稼働ラック数が3,200ラック（前年同期比25.3%増加）となり、売上高、顧客数ともに着実な積み上げを達成することが出来ました。

マネージドサービスにおきましては、確実なラインナップの強化により売上を伸ばすとともに、サービスの内製化も順調に進み、売上面、収益面のいずれも向上いたしました。

この結果、iDCサービスの当第2四半期連結会計期間の売上高は1,916百万円（前年同期比23.2%増加）となりました。

マネージドサービスにおきましては、サービスラインナップの継続的な強化に加え、当第2四半期会計期間は、レンタルサービスの販売が増加したこと等の影響により、売上面、収益面のいずれも向上いたしました。

この結果、マネージドサービスの当第2四半期連結会計期間の売上高は367百万円（前年同期比47.6%増加）となりました。

ソリューションサービスにおきましては、前連結会計年度に引き続き100%子会社株式会社ビットサーフにおける人材サービスの強化に加え、子会社株式会社テラスにおける新規動画配信プラットフォームサービスの開発等のサービスラインナップ強化を実施した結果、当第2四半期連結会計期間の売上高は147百万円（前年同期比100.5%増加）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末における資産合計は前連結会計年度末に比べ414百万円増加し25,681百万円となりました。これは第4データセンターについて当第2四半期連結累計期間中にフロアの増床を行った結果、有形固定資産が240百万円増加したことが主な要因であります。

当第2四半期連結会計期間末における負債合計は前連結会計年度末に比べ397百万円増加し19,844百万円となりました。これは借入金残高の減少643百万円、第4データセンターのフロア増床にともなうリースの新規契約によるリース債務の増加517百万円、営業取引増加による前受金の増加221百万円及び未払法人税等の増加171百万円等が主な要因であります。

当第2四半期連結会計期間末における純資産は前連結会計年度末に比べ16百万円増加し5,836百万円となりました。これは剰余金の配当99百万円、自己株式の取得147百万円及び四半期純利益243百万円が主な要因であります。この結果、自己資本比率は22.4%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、第1四半期連結会計期間末に比べ789百万円増加し、4,110百万円となりました。

当第2四半期連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況は、次の通りであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により獲得した資金は、1,515百万円（前年同期は216百万円の使用）となりました。

これは主に、税金等調整前四半期純利益219百万円、減価償却費497百万円、消費税の還付508百万円等の要因によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により使用した資金は、78百万円（前年同期は236百万円の獲得）となりました。

これはデータセンター等に係る有形固定資産の取得に関する支出138百万円が主な要因であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により使用した資金は、646百万円（前年同期は350百万円の獲得）となりました。

これは主に、借入金の返済による支出370百万円及び自己株式の取得による支出147百万円等の要因によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	545,000
計	545,000

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成22年1月31日)	提出日現在発行数(株) (平成22年3月12日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	168,460	168,460	大阪証券取引所 (ヘラクレス)	当社は単元株制度は採用していません。
計	168,460	168,460	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成22年3月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日（平成16年5月18日）（第1回新株予約権）	
区分	第2四半期会計期間末現在 （平成22年1月31日）
新株予約権の数（個）	40
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	400（注）1，5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	20,000（注）2，5
新株予約権の行使期間	平成18年5月19日から 平成26年5月18日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 20,000（注）5 資本組入額 10,000（注）5
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）3
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとします。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当りの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後1株当り払込金額} = \text{調整前1株当り払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うものとします。

3. 新株予約権の行使条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- ①本新株予約権者は、権利行使時において当社または当社の関係会社の取締役、監査役又は使用人であることを要する。
- ②新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ③新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。
- ④新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。
- ⑤その他の条件については、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と当社の取締役、監査役および使用人ならびに当社子会社（孫会社を含む）の取締役、監査役および使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 新株予約権の消却事由および条件は次のとおりであります。

- ①当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案が株主総会で承認された場合、当社は新株予約権を無償で消却することができる。
- ②新株予約権者が権利行使する前に、新株予約権者が前記、「新株予約権の行使の条件」に該当しなくなった場合には、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。
- ③新株予約権者が当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合には、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。

5. 平成18年4月7日付（1：2）及び平成19年4月28日付（1：5）で株式の分割により、各数値の調整を行っております。

株主総会の特別決議日（平成17年3月9日）（第3回新株予約権）	
区分	第2四半期会計期間末現在 （平成22年1月31日）
新株予約権の数（個）	347
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	3,470（注）1, 5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	50,000（注）2, 5
新株予約権の行使期間	平成19年3月10日から 平成27年3月9日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 50,000（注）5 資本組入額 25,000（注）5
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）3
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとします。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当りの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後1株当り払込金額} = \text{調整前1株当り払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うものとします。

3. 新株予約権の行使条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- ①本新株予約権者は、権利行使時において当社または当社の関係会社の取締役、監査役又は使用人であることを要する。
- ②新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ③新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。
- ④新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。
- ⑤その他の条件については、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と当社の取締役、監査役および使用人ならびに当社子会社（孫会社を含む）の取締役、監査役および使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 新株予約権の消却事由および条件は次のとおりであります。

- ①当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案が株主総会で承認された場合、当社は新株予約権を無償で消却することができる。
- ②新株予約権者が権利行使する前に、新株予約権者が前記、「新株予約権の行使の条件」に該当しなくなった場合には、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。
- ③新株予約権者が当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合には、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。

5. 平成18年4月7日付（1：2）及び平成19年4月28日付（1：5）で株式の分割により、各数値の調整を行っております。

株主総会の特別決議日（平成17年10月25日）（第4回新株予約権）	
区分	第2四半期会計期間末現在 （平成22年1月31日）
新株予約権の数（個）	30
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	300（注）1，5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	50,000（注）2，5
新株予約権の行使期間	平成19年10月26日から 平成27年10月25日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 50,000（注）5 資本組入額 25,000（注）5
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）3
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとします。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当りの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後1株当り払込金額} = \text{調整前1株当り払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うものとします。

3. 新株予約権の行使条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。
- ①本新株予約権者は、権利行使時において当社または当社の関係会社の取締役、監査役又は使用人であることを要する。
 - ②新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。
 - ③新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。
 - ④新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。
 - ⑤その他の条件については、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と当社の取締役、監査役および使用人ならびに当社子会社（孫会社を含む）の取締役、監査役および使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
4. 新株予約権の消却事由および条件は次のとおりであります。
- ①当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案が株主総会で承認された場合、当社は新株予約権を無償で消却することができる。
 - ②新株予約権者が権利行使する前に、新株予約権者が前記、「新株予約権の行使の条件」に該当しなくなった場合には、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。
 - ③新株予約権者が当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合には、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。
5. 平成18年4月7日付（1：2）及び平成19年4月28日付（1：5）で株式の分割により、各数値の調整を行っております。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株主総会の決議日（平成18年10月26日）（第5回新株予約権）	
区分	第2四半期会計期間末現在 （平成22年1月31日）
新株予約権の数（個）	357
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,785（注）1,6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	116,963（注）2,6
新株予約権の行使期間	平成20年10月27日から 平成28年10月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 116,963（注）6 資本組入額 58,482（注）6
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）3
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

（注）1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当りの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後1株当り払込金額} = \text{調整前1株当り払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うものとします。

3. 新株予約権の行使条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- ①本新株予約権者は、本新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であることを要する。
- ②本新株予約権者が取締役、監査役または使用人の地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由に基づく場合には新株予約権を行使することができるものとする。
 - （イ）本新株予約権者である取締役および監査役が任期満了により退任した場合
 - （ロ）本新株予約権者が会社の承認に基づき関係会社へ移籍した場合
 - （ハ）本新株予約権者である使用人が定年退職した場合
 - （ニ）本新株予約権者である使用人がやむをえない業務上の都合により解雇された場合で取締役会が特に承認した場合

③新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

④新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

⑤新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

⑥その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役および使用人ならびに当社子会社（孫会社を含む）の取締役、監査役および使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。

- ①当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

- ②当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、本総会決議及び取締役会決議に基づき当社と対象取締役、監査役及び使用人（顧問及び子会社使用人を含む）との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。
- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる額とする。
- ⑤新株予約権を行使することができる期間
組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
組織再編行為前の条件に準じて決定する。
- ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
- ⑧新株予約権の取得の条件
組織再編行為前の条件に準じて決定する。
6. 平成19年4月28日付（1：5）で株式の分割により、各数値の調整を行っております。

株主総会の決議日（平成18年10月26日）（第6回新株予約権）	
区分	第2四半期会計期間末現在 （平成22年1月31日）
新株予約権の数（個）	64
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	320（注）1, 6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	65,271（注）2, 6
新株予約権の行使期間	平成20年10月27日から 平成28年10月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 65,271（注）6 資本組入額 32,636（注）6
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）3
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

（注）1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当りの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後1株当り払込金額} = \text{調整前1株当り払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うものとします。

3. 新株予約権の行使条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- ①本新株予約権者は、本新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であることを要する。
- ②本新株予約権者が取締役、監査役または使用人の地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由に基づく場合には新株予約権を行使することができるものとする。
 - （イ）本新株予約権者である取締役および監査役が任期満了により退任した場合
 - （ロ）本新株予約権者が会社の承認に基づき関係会社へ移籍した場合
 - （ハ）本新株予約権者である使用人が定年退職した場合
 - （ニ）本新株予約権者である使用人がやむをえない業務上の都合により解雇された場合で取締役会が特に承認した場合

③新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

④新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

⑤新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

⑥その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役および使用人ならびに当社子会社（孫会社を含む）の取締役、監査役および使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。

- ①当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

- ②当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、本総会決議及び取締役会決議に基づき当社と対象取締役、監査役及び使用人（顧問及び子会社使用人を含む）との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。
- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる額とする。
- ⑤新株予約権を行使することができる期間
組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
組織再編行為前の条件に準じて決定する。
- ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
- ⑧新株予約権の取得の条件
組織再編行為前の条件に準じて決定する。
6. 平成19年4月28日付（1：5）で株式の分割により、各数値の調整を行っております。

取締役会の決議日（平成20年12月9日）（第7回新株予約権 Aプラン）	
区分	第2四半期会計期間末現在 （平成22年1月31日）
新株予約権の数（個）	165
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	165（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	平成22年12月25日から 平成30年12月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	（注）2
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）2
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

（注）1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

2. 新株予約権の行使条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- ①本新株予約権者は、本新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であることを要する。
- ②本新株予約権者が取締役、監査役または使用人の地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由に基づく場合には新株予約権を行使することができるものとする。
 - （イ）本新株予約権者である取締役および監査役が任期満了により退任した場合
 - （ロ）本新株予約権者が会社の承認に基づき関係会社へ移籍した場合
 - （ハ）本新株予約権者である使用人が定年退職した場合
 - （ニ）本新株予約権者である使用人がやむをえない業務上の都合により解雇された場合で取締役会が特に承認した場合
- ③新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ④新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。
- ⑤新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。
- ⑥その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役および使用人ならびに当社関係会社の取締役、監査役および使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。

- ①当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- ②当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、取締役会決議に基づき当社と当社の取締役、監査役及び使用人ならびに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記③に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
組織再編行為前の条件に準じて決定する。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
 - ⑧ 新株予約権の取得の条件
組織再編行為前の条件に準じて決定する。

取締役会の決議日（平成20年12月9日）（第7回新株予約権 Bプラン）	
区分	第2四半期会計期間末現在 （平成22年1月31日）
新株予約権の数（個）	235
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	235（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	平成22年12月25日から 平成52年12月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	（注）2
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）2
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

（注）1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

2. 新株予約権の行使条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- ①新株予約権を行使することができる期間内であっても新株予約権者は、当社取締役または監査役を退任した日の翌日（以下、「権利行使開始日」）から10日を経過するまでの間に限り新株予約権を行使できる。
- ②上記①にかかわらず新株予約権者が平成52年11月24日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成52年11月25日から平成52年12月24日までの間に限り新株予約権を行使できる。
- ③後記3①に従って当社が新株予約権を無償で取得することとした場合には、その無償取得日以前の、別途取締役会において定める期間、新株予約権者は新株予約権を行使することができるものとする。
- ④本新株予約権者は、本新株予約権付与時より新株予約権を行使することができる期間の開始日までの間、継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であることを要する。
- ⑤本新株予約権者が取締役、監査役または使用人の地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由に基づく場合には新株予約権を行使することができるものとする。
 - （イ）本新株予約権者である取締役および監査役が任期満了により退任した場合
 - （ロ）本新株予約権者が会社の承認に基づき関係会社へ移籍した場合
 - （ハ）本新株予約権者である使用人が定年退職した場合
 - （ニ）本新株予約権者である使用人がやむをえない業務上の都合により解雇された場合で取締役会が特に承認した場合

⑥新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

⑦新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。

⑧新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

⑨その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役及び使用人ならびに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。

①当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

②当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、取締役会決議に基づき当社と当社の取締役、監査役及び使用人ならびに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付される再編対象会社の株式1株当たりの再編後払込金額を1円とし、これに上記③に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
組織再編行為前の条件に準じて決定する。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
 - ⑧ 新株予約権の取得の条件
組織再編行為前の条件に準じて決定する。

取締役会の決議日（平成20年12月9日）（第7回新株予約権 Cプラン）	
区分	第2四半期会計期間末現在 （平成22年1月31日）
新株予約権の数（個）	580
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	580（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	71,016（注）2
新株予約権の行使期間	平成22年12月25日から 平成30年12月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 71,016 資本組入額 35,508
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）3
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

（注）1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当りの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後1株当り払込金額} = \text{調整前1株当り払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うものとします。

3. 新株予約権の行使条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- ①本新株予約権者は、本新株予約権付与時より権利行使時までの間継続して当社または当社の関係会社の取締役、監査役または使用人であることを要する。
- ②本新株予約権者が取締役、監査役または使用人の地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由に基づく場合には新株予約権を行使することができるものとする。
 - （イ）本新株予約権者である取締役および監査役が任期満了により退任した場合
 - （ロ）本新株予約権者が会社の承認に基づき関係会社へ移籍した場合
 - （ハ）本新株予約権者である使用人が定年退職した場合
 - （ニ）本新株予約権者である使用人がやむをえない業務上の都合により解雇された場合で取締役会が特に承認した場合
- ③新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ④新株予約権者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合、新株予約権の行使は認めない。
- ⑤新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。
- ⑥その他の条件については、当社と当社の取締役、監査役および使用人ならびに当社関係会社の取締役、監査役および使用人との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 新株予約権の取得の条件は次のとおりであります。
- ①当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - ②当社は、新株予約権の割当てを受けた者またはその相続人が、取締役会決議に基づき当社と当社の取締役、監査役及び使用人ならびに当社関係会社の取締役、監査役及び使用人との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - ③平成20年12月25日から平成22年12月24日までの間のいずれかの日の大阪証券取引所における当社株式普通取引の終値が、40,000円を下回った場合には、当社は新株予約権を無償で取得できるものとする。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、組織再編行為前の条件に準じて決定する。
 - ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる額とする。
 - ⑤新株予約権を行使することができる期間
組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、組織再編行為前における新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
組織再編行為前の条件に準じて決定する。
 - ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
 - ⑧新株予約権の取得の条件
組織再編行為前の条件に準じて決定する。

- (3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成21年11月1日～ 平成22年1月31日 (注)	240	168,460	6,000	2,723,946	6,000	1,659,007

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

平成22年1月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
寺田倉庫株式会社	東京都品川区東品川2丁目6-10	34,100	20.24
寺田 航平	東京都品川区	28,660	17.01
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	18,079	10.73
株式会社電通国際情報サービス	東京都港区港南2丁目17-1	16,800	9.97
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	9,345	5.54
寺田 保信	東京都世田谷区	9,335	5.54
株式会社CSKホールディングス	東京都港区南青山2丁目26-1	6,850	4.06
山崎 栄二	東京都世田谷区	2,900	1.72
天野 信之	東京都大田区	2,540	1.50
日興シティ信託銀行株式会社(投信口)	東京都品川区東品川2丁目3-14	2,400	1.42
計	—	131,009	77.76

(注) 1. 上記のほか、自己株式が5,062株あります。

2. フィデリティ投信株式会社から平成21年10月21日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成21年10月15日現在で8,925株を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので上記大株主の状況には含めておりません。

なお、フィデリティ投信株式会社的大量保有報告書の写しの内容は以下のとおりであります。

大量保有者	フィデリティ投信株式会社
住所	東京都港区虎ノ門4丁目3番1号
保有株券等の数	株式 8,925株
株券等保有割合	5.31%

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成22年1月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 5,062	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 163,398	163,398	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	168,460	—	—
総株主の議決権	—	163,398	—

② 【自己株式等】

平成22年1月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
株式会社ビットアイル	東京都港区東新橋1丁目 9-2	5,062	—	5,062	3.00
計	—	5,062	—	5,062	3.00

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 8月	9月	10月	11月	12月	平成22年 1月
最高 (円)	67,000	71,800	67,800	62,200	61,400	66,400
最低 (円)	60,300	63,100	57,600	47,550	48,650	55,000

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所 (ヘラクレス) におけるものであります。

3 【役員】の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第2四半期連結会計期間（平成20年11月1日から平成21年1月31日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成20年8月1日から平成21年1月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第2四半期連結会計期間（平成21年11月1日から平成22年1月31日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成21年8月1日から平成22年1月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期連結会計期間（平成20年11月1日から平成21年1月31日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成20年8月1日から平成21年1月31日まで）に係る四半期連結財務諸表については監査法人トーマツによる四半期レビューを受け、また、当第2四半期連結会計期間（平成21年11月1日から平成22年1月31日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成21年8月1日から平成22年1月31日まで）に係る四半期連結財務諸表については有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなっております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成22年1月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,110,149	1,248,264
売掛金	345,005	269,202
有価証券	—	1,999,643
その他	200,928	876,165
貸倒引当金	△31,315	△15,313
流動資産合計	4,624,768	4,377,962
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	15,179,367	15,123,366
工具、器具及び備品（純額）	1,173,194	1,099,646
リース資産（純額）	1,975,292	1,465,993
建設仮勘定	194,938	608,992
その他（純額）	94,602	79,388
有形固定資産合計	* 18,617,395	* 18,377,387
無形固定資産		
のれん	13,405	15,775
その他	324,237	297,581
無形固定資産合計	337,643	313,356
投資その他の資産		
投資有価証券	230,074	301,438
その他	1,955,007	1,987,809
貸倒引当金	△83,649	△90,912
投資その他の資産合計	2,101,433	2,198,335
固定資産合計	21,056,472	20,889,079
資産合計	25,681,241	25,267,042
負債の部		
流動負債		
短期借入金	250,000	2,270,000
1年内返済予定の長期借入金	3,006,440	2,211,640
リース債務	496,668	293,451
未払金	501,961	395,374
未払法人税等	188,429	16,711
賞与引当金	58,990	65,044
その他	915,260	663,744
流動負債合計	5,417,750	5,915,966
固定負債		
長期借入金	12,936,670	12,354,890
リース債務	1,490,057	1,176,254

(単位：千円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成22年1月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年7月31日)
固定負債合計	14,426,727	13,531,144
負債合計	19,844,478	19,447,111
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,723,946	2,717,946
資本剰余金	1,659,007	1,653,007
利益剰余金	1,747,080	1,603,382
自己株式	△378,884	△231,065
株主資本合計	5,751,149	5,743,270
新株予約権	84,846	75,853
少数株主持分	766	807
純資産合計	5,836,762	5,819,930
負債純資産合計	25,681,241	25,267,042

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成20年8月1日 至 平成21年1月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成21年8月1日 至 平成22年1月31日)
売上高	3,716,622	4,693,128
売上原価	2,677,311	3,562,452
売上総利益	1,039,310	1,130,675
販売費及び一般管理費	*1 513,763	*1 530,611
営業利益	525,546	600,063
営業外収益		
受取利息	14,899	9,123
還付加算金	—	7,027
その他	1,944	281
営業外収益合計	16,843	16,432
営業外費用		
支払利息	101,106	161,959
持分法による投資損失	15,766	7,681
その他	223	—
営業外費用合計	117,096	169,640
経常利益	425,293	446,855
特別利益		
投資有価証券売却益	107,093	—
特別利益合計	107,093	—
特別損失		
固定資産除却損	8,364	2,370
事務所移転費用	13,000	—
貸倒引当金繰入額	13,687	—
投資有価証券評価損	877	20,000
投資有価証券売却損	—	4,471
特別損失合計	35,929	26,842
税金等調整前四半期純利益	496,458	420,013
法人税等	*2 241,560	*2 177,011
少数株主損失(△)	△192	△40
四半期純利益	255,090	243,041

【第2四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結会計期間 (自 平成20年11月1日 至 平成21年1月31日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年11月1日 至 平成22年1月31日)
売上高	1,877,633	2,431,039
売上原価	1,430,360	1,850,734
売上総利益	447,272	580,305
販売費及び一般管理費	※1 267,986	※1 265,282
営業利益	179,286	315,022
営業外収益		
受取利息	12,414	4,329
持分法による投資利益	—	1,991
還付加算金	—	7,027
その他	720	188
営業外収益合計	13,134	13,537
営業外費用		
支払利息	60,765	82,143
持分法による投資損失	6,644	—
その他	0	—
営業外費用合計	67,409	82,143
経常利益	125,010	246,417
特別利益		
投資有価証券売却益	107,093	—
特別利益合計	107,093	—
特別損失		
固定資産除却損	52	2,370
貸倒引当金繰入額	13,687	—
投資有価証券評価損	877	20,000
投資有価証券売却損	—	4,471
特別損失合計	14,618	26,842
税金等調整前四半期純利益	217,486	219,575
法人税等	※2 106,853	※2 93,397
少数株主利益	—	58
四半期純利益	110,632	126,119

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成20年8月1日 至 平成21年1月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成21年8月1日 至 平成22年1月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	496,458	420,013
減価償却費	358,496	947,378
のれん償却額	2,288	2,369
株式報酬費用	10,723	8,992
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	35,796	13,902
賞与引当金の増減額 (△は減少)	8,779	△6,054
受取利息	△14,899	△9,123
支払利息	101,106	161,959
持分法による投資損益 (△は益)	15,766	7,681
投資有価証券売却損益 (△は益)	△107,093	4,471
固定資産除却損	8,364	2,370
移転費用	13,000	—
投資有価証券評価損益 (△は益)	877	20,000
売上債権の増減額 (△は増加)	71,175	△75,802
未収消費税等の増減額 (△は増加)	△316,024	508,918
未払金の増減額 (△は減少)	△68,369	77,333
その他	23,670	321,440
小計	640,117	2,405,851
利息及び配当金の受取額	14,899	1,249
利息の支払額	△109,539	△166,000
移転費用の支払額	△13,000	—
法人税等の支払額	△505,658	△4,455
営業活動によるキャッシュ・フロー	26,819	2,236,644
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△3,734,465	△1,153,416
有形固定資産の売却による収入	161,281	852,463
無形固定資産の取得による支出	△93,327	△43,999
投資有価証券の取得による支出	△31,900	—
投資有価証券の売却による収入	504,038	39,211
貸付金の回収による収入	10,123	2,350
差入保証金の回収による収入	65,289	—
その他	1,707	5,239
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,117,250	△298,151

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成20年8月1日 至 平成21年1月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成21年8月1日 至 平成22年1月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	13,400,000	—
短期借入金の返済による支出	△9,410,000	△2,020,000
長期借入れによる収入	3,000,000	2,300,000
長期借入金の返済による支出	△381,420	△923,420
株式の発行による収入	12,500	12,000
自己株式の処分による収入	16,000	—
自己株式の取得による支出	△74,632	△147,818
配当金の支払額	—	△98,750
リース債務の返済による支出	—	△198,262
財務活動によるキャッシュ・フロー	6,562,447	△1,076,250
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	3,472,016	862,242
現金及び現金同等物の期首残高	1,014,574	3,247,907
現金及び現金同等物の四半期末残高	* 4,486,590	* 4,110,149

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成21年8月1日 至 平成22年1月31日)
会計処理基準に関する事項の変更	<p>完成工事高及び完成工事原価の計上基準の変更</p> <p>請負工事等にかかる収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用していましたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を第1四半期連結会計期間より適用し、第1四半期連結会計期間に着手した本会計基準の範囲に該当する契約から、当第2四半期連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の契約については工事完成基準を適用しております。</p> <p>これによる損益への影響はありません。</p>

【表示方法の変更】

	当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年11月1日 至 平成22年1月31日)
(四半期連結貸借対照表関係)	<p>前第2四半期連結会計期間において、流動負債の「短期借入金」に含めて表示しておりました「1年内返済予定の長期借入金」は、負債及び純資産の合計額の100分の10を超えたため、当第1四半期連結会計期間より区分掲記することとしました。なお、前第2四半期連結会計期間の流動負債の「短期借入金」に含まれる「1年内返済予定の長期借入金」は1,154,840千円であります。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成21年8月1日 至 平成22年1月31日)
税金費用の計算	<p>税金費用については、当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。なお、法人税等調整額は法人税等に含めて表示しております。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成22年1月31日)	前連結会計年度末 (平成21年7月31日)
※ 有形固定資産の減価償却累計額は、3,842,576千円であります。	※ 有形固定資産の減価償却累計額は、2,931,287千円であります。

(四半期連結損益計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成20年8月1日 至平成21年1月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年8月1日 至平成22年1月31日)												
<p>※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>給与手当</td> <td>137,078千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>24,483千円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td>22,109千円</td> </tr> </table> <p>※2 税金費用については、四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理により計算しているため、法人税等調整額は「法人税等」に含めて表示しております。</p>	給与手当	137,078千円	賞与引当金繰入額	24,483千円	貸倒引当金繰入額	22,109千円	<p>※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>給与手当</td> <td>163,425千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>23,574千円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td>8,739千円</td> </tr> </table> <p>※2 同左</p>	給与手当	163,425千円	賞与引当金繰入額	23,574千円	貸倒引当金繰入額	8,739千円
給与手当	137,078千円												
賞与引当金繰入額	24,483千円												
貸倒引当金繰入額	22,109千円												
給与手当	163,425千円												
賞与引当金繰入額	23,574千円												
貸倒引当金繰入額	8,739千円												

前第2四半期連結会計期間 (自平成20年11月1日 至平成21年1月31日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年11月1日 至平成22年1月31日)												
<p>※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>給与手当</td> <td>69,075千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>13,551千円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td>24,292千円</td> </tr> </table> <p>※2 税金費用については、四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理により計算しているため、法人税等調整額は「法人税等」に含めて表示しております。</p>	給与手当	69,075千円	賞与引当金繰入額	13,551千円	貸倒引当金繰入額	24,292千円	<p>※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>給与手当</td> <td>79,546千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>14,090千円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td>5,600千円</td> </tr> </table> <p>※2 同左</p>	給与手当	79,546千円	賞与引当金繰入額	14,090千円	貸倒引当金繰入額	5,600千円
給与手当	69,075千円												
賞与引当金繰入額	13,551千円												
貸倒引当金繰入額	24,292千円												
給与手当	79,546千円												
賞与引当金繰入額	14,090千円												
貸倒引当金繰入額	5,600千円												

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成20年8月1日 至平成21年1月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年8月1日 至平成22年1月31日)								
<p>※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年1月31日現在) (千円)</p> <table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>4,486,590</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>4,486,590</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	4,486,590	現金及び現金同等物	4,486,590	<p>※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年1月31日現在) (千円)</p> <table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>4,110,149</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>4,110,149</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	4,110,149	現金及び現金同等物	4,110,149
現金及び預金勘定	4,486,590								
現金及び現金同等物	4,486,590								
現金及び預金勘定	4,110,149								
現金及び現金同等物	4,110,149								

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成22年1月31日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成21年8月1日至平成22年1月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 168,460株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 5,062株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 84,846千円

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年10月28日 定時株主総会	普通株式	99,343	600	平成21年7月31日	平成21年10月29日	利益剰余金

5. 株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記

資本効率の向上を通じ株主の皆様への利益還元を図るとともに、将来の新株予約権(ストックオプション)の権利行使に備える等、経営環境の変化に対応した資本政策の実行を可能とするため、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項の規定に基づき、平成21年12月3日開催の取締役会において自己株式を取得すること決議し、次のとおり実施いたしました。

1. 取得株式の種類 当社普通株式

2. 取得株式の総数 2,415株

3. 取得価額の総額 147,818千円

4. 取得期間 平成21年12月4日から平成22年1月22日まで

5. 取得方法 市場買付

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自平成20年11月1日至平成21年1月31日)及び当第2四半期連結会計期間(自平成21年11月1日至平成22年1月31日)

当社及び連結子会社の事業は、総合ITアウトソーシング事業の単一事業であります。従いまして開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

前第2四半期連結累計期間(自平成20年8月1日至平成21年1月31日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成21年8月1日至平成22年1月31日)

当社及び連結子会社の事業は、総合ITアウトソーシング事業の単一事業であります。従いまして開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自平成20年11月1日至平成21年1月31日)及び当第2四半期連結会計期間(自平成21年11月1日至平成22年1月31日)

在外子会社及び在外支店がないため、記載を省略しております。

前第2四半期連結累計期間(自平成20年8月1日至平成21年1月31日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成21年8月1日至平成22年1月31日)

在外子会社及び在外支店がないため、記載を省略しております。

【海外売上高】

前第2四半期連結会計期間（自平成20年11月1日 至平成21年1月31日）及び当第2四半期連結会計期間（自平成21年11月1日 至平成22年1月31日）

海外売上高がないため、記載を省略しております。

前第2四半期連結累計期間（自平成20年8月1日 至平成21年1月31日）及び当第2四半期連結累計期間（自平成21年8月1日 至平成22年1月31日）

海外売上高がないため、記載を省略しております。

（有価証券関係）

当第2四半期連結会計期間末（平成22年1月31日）

著しい変動がないため、記載を省略しております。

（デリバティブ取引関係）

当第2四半期連結会計期間末（平成22年1月31日）

当社グループは、デリバティブ取引にはヘッジ会計を適用しているため、該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

当第2四半期連結会計期間（自平成21年11月1日 至平成22年1月31日）

ストック・オプションに係る当第2四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名

売上原価	560千円
販売費及び一般管理費	3,935千円

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成22年1月31日)		前連結会計年度末 (平成21年7月31日)	
1株当たり純資産額	35,197.18 円	1株当たり純資産額	34,687.23 円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第2四半期連結累計期間 (自平成20年8月1日 至平成21年1月31日)		当第2四半期連結累計期間 (自平成21年8月1日 至平成22年1月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	1,549.20 円	1株当たり四半期純利益金額	1,471.71 円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	1,525.73 円	潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	1,459.95 円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成20年8月1日 至平成21年1月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年8月1日 至平成22年1月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	255,090	243,041
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	255,090	243,041
普通株式の期中平均株式数(株)	164,659	165,142
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	2,533	1,330
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	第6回新株予約権 (新株予約権320株)

前第2四半期連結会計期間 (自平成20年11月1日 至平成21年1月31日)		当第2四半期連結会計期間 (自平成21年11月1日 至平成22年1月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	670.06円	1株当たり四半期純利益金額	765.69円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	661.95円	潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	760.48円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結会計期間 (自平成20年11月1日 至平成21年1月31日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年11月1日 至平成22年1月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	110,632	126,119
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	110,632	126,119
普通株式の期中平均株式数(株)	165,107	164,711
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	2,024	1,129
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	第6回新株予約権 (新株予約権320株)

(重要な後発事象)

当第2四半期連結会計期間

(自 平成21年11月1日

至 平成22年1月31日)

新株予約権の発行

平成22年2月2日開催の取締役会において、次の通りストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議いたしました。

今回発行する新株予約権は、次の三種類で構成されております。当社取締役を対象とし、賞与支給制度の代替となる業績連動型報酬として支給することを目的としたストックオプションAプラン、当社取締役を対象とし、退職慰労金制度の代替として支給することを目的としたストックオプションBプラン、当社従業員を対象としたストックオプションCプランであります。

第8回新株予約権 Aプラン	
(1) 発行日	平成22年2月17日
(2) 新株予約権の数	118個 (新株予約権1個につき当社普通株式1株)
(3) 付与日における公正な評価単価	58,501円
(4) 権利行使時の1株当たり払込金額	1円
(5) 権利行使期間	平成24年2月18日から平成32年2月17日
(6) 割当を受ける者	当社取締役 5名

第8回新株予約権 Bプラン	
(1) 発行日	平成22年2月17日
(2) 新株予約権の数	280個 (新株予約権1個につき当社普通株式1株)
(3) 付与日における公正な評価単価	53,103円
(4) 権利行使時の1株当たり払込金額	1円
(5) 権利行使期間	平成22年2月18日から平成54年2月17日
(6) 割当を受ける者	当社取締役 5名

第8回新株予約権 Cプラン	
(1) 発行日	平成22年2月17日
(2) 新株予約権の数	704個 (新株予約権1個につき当社普通株式1株)
(3) 付与日における公正な評価単価	21,002円
(4) 権利行使時の1株当たり払込金額	62,213円
(5) 権利行使期間	平成24年2月18日から平成32年2月17日
(6) 割当を受ける者	当社従業員 92名

(リース取引関係)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成21年8月1日 至 平成22年1月31日)

リース取引残高が前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年3月9日

株式会社ビットアイル

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 津田 良洋 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 香川 順 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビットアイルの平成20年8月1日から平成21年7月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成20年1月1日から平成21年1月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成20年8月1日から平成21年1月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ビットアイル及び連結子会社の平成21年1月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年3月1日

株式会社ビットアイル

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 津田 良洋 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 香川 順 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビットアイルの平成21年8月1日から平成22年7月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成21年1月1日から平成22年1月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成21年8月1日から平成22年1月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ビットアイル及び連結子会社の平成22年1月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。